

令和8年2月2日提出

令和8年3月市議会定例会 議案参考資料

(その1)

木更津市

令和8年3月市議会定例会議案参考資料目録（その1）

議案番号	件名	頁
議案第7号	木更津市火入れに関する条例の新旧対照表	1
議案第8号	木更津市下水道条例の新旧対照表	2

新旧対照表

○議案第7号 木更津市火入れに関する条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>木更津市火入れに関する条例 昭和59年12月25日 条例第31号 (火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であつても、強風注意報<u>若しくは乾燥注意報が発表された場合又は木更津市火災予防条例(昭和37年木更津市条例第24号)第29条の8の規定による林野火災に関する注意報</u>（以下「林野火災注意報」という。）若しくは火災警報（木更津市火災予防条例第29条の9に規定する警報を含む。以下同じ。）が発令された場合には、火入れを行つてはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によつて他に延焼するおそれがあると認められる場合、強風注意報<u>若しくは乾燥注意報が発表された場合又は林野火災注意報</u>若しくは火災警報が発令された場合は、速やかに消火しなければならない。</p>	<p>木更津市火入れに関する条例 昭和59年12月25日 条例第31号 (火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であつても、強風注意報、<u>異常乾燥注意報又は火災警報</u>が発令された場合には、火入れを行つてはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によつて他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、<u>異常乾燥注意報</u>若しくは火災警報が発令されたときは、速やかに消火しなければならない。</p>

新旧対照表

○議案第8号 木更津市下水道条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>木更津市下水道条例 昭和59年3月30日 条例第14号 (排水設備指定工事店の指定)</p> <p>第6条 略 2・3 略</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、災害その他非常の場合において、市長が他の地方公共団体の長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者及び同法第39条の2第3項の規定により任命された下水道事業に係る企業長を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、当該指定を受けた者に工事を行わせることができる。</p> <p>(占用) 2 前項の占用の許可を受けた者は、占用料を納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる占用物件については、この限りでない。 (1)～(3) 略 (4) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占用物件 3 略</p>	<p>木更津市下水道条例 昭和59年3月30日 条例第14号 (排水設備指定工事店の指定)</p> <p>第6条 略 2・3 略</p> <p>(占用)</p> <p>2 前項の占用の許可を受けた者は、占用料を納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる占用物件については、この限りでない。 (1)～(3) 略 (4) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占用物件 3 略</p>